新型コロナウィルス感染症休業等支援金の受付開始！

様似町では、北海道の休業要請等により休業した事業者に対し、北海道の支援金に上乗せする形で、町独自の支援金を給付します。　対象者や受付は、次のとおりです。

■対象となる方

①以下ような事業者で4/25～5/15まで休業等を行い北海道の支援金の対象となる方

事業者の例：スナック、居酒屋、学習塾、スポーツグッズ店などを営む法人と個人

②酒類を提供していない飲食店等で、4/25～5/15まで休業や時間短縮営業、感染拡大防止策などを行った事業者の方

事業者の例：料理店、喫茶店など

③上記①と②の方のうち、4/30～5/15まで、休業や時間短縮営業、感染拡大防止策などを行った事業者の方

■支援金のイメージ

(1)4/25～5/15までの間、休業等を行った方の支援金イメージ

<table>
<tr><td></td><td>道からの支援金
30万円</td><td>町の支援金
10万円

道からの支援金
20万円</td><td>町の支援金
20万円

道からの支援金
10万円</td><td>町の支援金
30万円</td></tr>
<tr><td></td><td>スナックや学習塾、スポーツ店等の方のうち、法人事業者の方</td><td>スナックや学習塾、スポーツ店等の方のうち、個人事業者の方</td><td>居酒屋などを営む方</td><td>酒類を提供しない料理店などを営む方</td></tr>
</table>

(2) 4/25からは休業等をしなかったものの、4/30～5/15までの間、休業等を行った方の支援金イメージ

一律で町の支援 15 万円（北海道の支援金は対象外）

※4/25 から休業等を行い(1)の支援金を受けた方は対象外

■申請開始日と申請窓口

5月18日（月）から申請受付を、様似町商工会が窓口となり開始します。

◎申請様式は、様似町商工会窓口のほか、様似町商工会と様似町のホームページ上にも掲載しています。【様似町商工会ホームページ　https://samani-shokokai.com】

問合先：様似町商工会（電話 36-2416）　様似町商工観光課（電話 36-2119）